

四半期報告書

(第44期第1四半期)

自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日

株式会社シーエーシー

東京都中央区日本橋箱崎町2-4番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14
2 株価の推移	14
3 役員の状況	15
第5 経理の状況	16
1 四半期連結財務諸表	17
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20
2 その他	29
第二部 提出会社の保証会社等の情報	30

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社シーエーシー
【英訳名】	C A C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島田 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03（6667）8000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 大塚 直義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03（6667）8000
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 大塚 直義
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第43期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(百万円)	10,995	43,701
経常利益(百万円)	650	3,491
四半期(当期)純利益(百万円)	286	1,844
純資産額(百万円)	18,786	18,708
総資産額(百万円)	28,928	29,713
1株当たり純資産額(円)	920.79	915.93
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	14.33	91.12
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	63.7	61.64
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△690	2,666
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△86	△1,084
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△353	△1,144
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	6,460	7,525
従業員数(人)	1,991	1,998

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第43期および第44期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、第2四半期連結会計期間において、株式会社M I Cメディカルは当社の持分法適用関連会社となっております。詳細は、第5 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、注記事項、（重要な後発事象）に記載の通りであります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	1,991
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	1,274
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比 (%)
システム構築サービス (百万円)	3,860	99.9
システム運用管理サービス (百万円)	3,806	104.0
BPO/BTOサービス (百万円)	930	109.1
合計 (百万円)	8,598	102.6

- (注) 1. 金額は制作原価で表示しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
システム構築サービス (百万円)	3,954	76.1	2,726	53.7
システム運用管理サービス (百万円)	4,845	70.7	7,046	100.7
BPO/BTOサービス (百万円)	1,547	156.7	3,697	172.7
合計 (百万円)	10,347	79.4	13,470	94.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比 (%)
システム構築サービス (百万円)	5,371	122.1
システム運用管理サービス (百万円)	4,535	98.8
BPO/BTOサービス (百万円)	1,088	102.9
合計 (百万円)	10,995	109.4

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
アステラス製薬 (株)	1,512	15.1	1,633	14.9

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、前年同期の数値、増減及び前年同期比は、参考として掲記しているものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、企業収益の大幅な悪化によって設備投資が急激に落ち込むなど、極めて厳しい状況で推移しました。当社グループの属する情報サービス産業においてもIT投資抑制の動きが強まり、受注環境が一段と悪化しています。

このような経済環境のもと、当社グループでは中期経営戦略で重点領域に定めたBPO/BTOサービスなど、強みを持つ特化分野を中心に収益の確保に努めました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間における連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、BPO/BTOサービスセグメントの堅調な推移に加え、システム構築サービスにおける一括案件の検収および売上計上が進んだため、前年同期比9.4%増加の109億95百万円となりました。

一方、損益面については、不採算案件の影響や価格下落圧力の増大により、売上総利益が前年同期比12.6%減少しました。その結果、営業利益は前年同期比32.2%減少の6億58百万円、経常利益は前年同期比35.4%減少の6億50百万円、四半期純利益は前年同期比47.4%減少の2億86百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①システム構築サービス

一括案件の検収が進んだことに加え、医薬分野および食品分野の主要顧客が堅調に推移しました。その結果、システム構築サービスの当第1四半期累計の売上高は、前年同期比22.1%増加の53億71百万円となりました。

②システム運用管理サービス

前年好調に推移した主要顧客向けが微減となり、システム運用管理サービスの当第1四半期の売上高は、前年同期比1.2%減少の45億35百万円となりました。

③BPO/BTOサービス

子会社を含め医薬BTOサービスが堅調に推移しました。その結果、BPO/BTOサービスの当第1四半期の売上高は、前年同期比2.9%増加の10億88百万円となりました。

※BPO：Business Process Outsourcing

※BTO：Business Transformation Outsourcing

（2）資産、負債および純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて7億85百万円減少して289億28百万円となり、負債は、前連結会計年度末に比べて8億63百万円減少して101億42百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の減少により株主資本が13百万円減少した一方、評価・換算差額等が1億10百万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べて77百万円増加し、187億86百万円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が5億92百万円あった一方、売上債権の増加額が8億22百万円、法人税等の支払額が10億48百万円あったこと等により、6億90百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が12百万円、無形固定資産の取得による支出が83百万円あったこと等により、86百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が3億円、少数株主への配当金の支払額が53百万円あったことにより、3億53百万円の支出となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末においては、現金および現金同等物は前連結会計年度末比10億64百万円減少し、64億60百万円となりました。

（4）事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は、次のとおりであります。

〔買収防衛策について〕

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆様には十分な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、平成20年3月27日開催の当社第42回定時株主総会にて、濫用的企業買収への対応方針（買収防衛策）の導入継続につき、ご承認をいただいております。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

①本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の御判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆様に提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業ならびにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様に適切に判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界と言う側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆様の利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であると考えております。

当社は、このような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定いたします。

②大規模買付ルールの内容

ア、当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆様および取締役会の判断のために十分な情報（以下「本件必要情報」といいます）を提供するものとします。その内容は以下のとおりであります。

- (a) 当該買付者の概要（当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます）
- (b) 大規模買付行為の目的および内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠
- (d) 買付資金の存在を根拠づける資料
- (e) 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および

提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとし、

す。当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実および当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

イ. 取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合）または90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間（以下「取締役会検討期間」といいます）とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表いたします。

③対応

ア. 当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として③イ. (a)または③イ. (b)に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆様の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合（例えば、(a)真に経営参加する意思がなく、株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合、(b)当社の顧客基盤その他経営資源を当該買付者に移転するなどいわゆる焦土化が目的である場合、(c)経営資源の売却等によって一時的な高配当により株価を一時的に吊り上げて高値で転売する目的である場合など）は、株主の皆様の利益を守るために、③イ. (a)または③イ. (b)に記載した対抗措置をとる場合があります。

イ. 当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆様の利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。

なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置として効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(a) 新株予約権の無償割当て

(i) 新株予約権の割当てを受ける者および割当てする新株予約権の数

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てするものといたします。

(ii) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

(iii) 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株主総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）に相当する数とします。

(iv) 新株予約権の発行価額

無償といたします。

(v) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1以上を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。

(vi) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。

(vii) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

(b) その他の対抗策

(a)によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものいたします。

ウ. 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役ならびに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、③イ. (a)または③イ. (b)に記載した対抗措置をとるか否かおよび対抗措置の解除その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の運営規程は下記のとおりであります。

『特別委員会運営規程』

(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

(1) 1名以上の社外取締役

(2) 1名以上の社外監査役

(3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、または、企業経営経験者、企業経営専門家等とする）。

3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。

4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

(1) 社外取締役および社外監査役である委員

各々の取締役または監査役としての任期と同じとする。

(2) 社外有識者である委員

選任後2年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

(1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと

(2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと

(3) 前二号に準じる重要な事項

(4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。

3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社とする。

4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）および各委員がこれを招集する。

(定足数、決議の要件、議長、オブザーバー)

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとし賛否同数の場合は委員長の判断に従う。

ただし、賛否同数であって委員長が欠席の場合は職務代行者の判断に従う。

- 2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは他の委員がこれを務める。
- 3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。
- 4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。
 - (1) 代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）
 - (2) 代表取締役が出席を必要と認める者
 - (3) 特別委員会が出席を必要と認める者（事務局）

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

（改訂）

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

エ. 本対応方針の見直しおよび有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は当社の第45回定時株主総会終結のときまでとします。

④発動時に株主・投資者に与える影響等

ア. 発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令および証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします（ただし、株主の皆様が以下イ. の手続に従うことを前提とします）。

イ. 発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

対抗措置を講じる場合に株主の皆様は、以下の手続をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

（新株予約権の発行の場合）

別途公告する基準日までには名義書換を完了していただく必要があります。

（5）研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、117百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	86,284,000
計	86,284,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,541,400	21,541,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	21,541,400	21,541,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第361条第1項の規定に基づき、社外取締役を除く当社取締役に対し、報酬として付与した、ストックオプションとしての新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年3月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	261
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,361 資本組入額 681
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、対象者が以下の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>i. 当社または当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合</p> <p>ii. 当社または当社の関係会社の監査役を任期満了により退任した場合</p> <p>iii. 当社または当社の関係会社の従業員を定年により退職した場合</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社第45期(平成22年12月期)の確定した連結損益計算書において、中期経営計画の目標である経常利益が40億円以上(以下「目標値」という)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等により中期経営計画に変更が生じた場合は、その限りにおいて目標値は株主総会決議により変更されるものとする。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>⑤新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法第236条および238条の規定に基づき、当社従業員52名に対し、報酬として付与した、ストックオプションとしての新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年3月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,280
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、対象者が以下の各号に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>i. 当社または当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合</p> <p>ii. 当社または当社の関係会社の監査役を任期満了により退任した場合</p> <p>iii. 当社または当社の関係会社の従業員を定年により退職した場合</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、当社第45期(平成22年12月期)の確定した連結損益計算書において、中期経営計画の目標である経常利益が40億円以上(以下「目標値」という)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等により中期経営計画に変更が生じた場合は、その限りにおいて目標値は株主総会決議により変更されるものとする。</p> <p>④ その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	21,541,400	—	3,702	—	3,953

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,543,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,996,500	199,965	—
単元未満株式	普通株式 1,100	—	—
発行済株式総数	21,541,400	—	—
総株主の議決権	—	199,965	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社 シーエーシー	東京都中央区日本 橋箱崎町24番1号	1,543,800	—	1,543,800	7.17
計	—	1,543,800	—	1,543,800	7.17

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高（円）	815	676	593
最低（円）	636	510	512

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員 経営企画本部長兼グローバル推進本部長兼経営管理本部担当兼人事戦略本部担当	取締役 常務執行役員 経営企画本部長兼グローバル推進担当兼経営管理本部担当兼人事戦略本部担当	酒匂 明彦	平成21年4月1日
取締役 常務執行役員 医薬BTOユニット長兼AMOユニット長兼食品・産業ビジネスユニット担当兼HCSセンター担当	取締役 常務執行役員 医薬BTOユニット長兼AMOユニット長兼食品・産業ビジネスユニット担当	松村 晶信	平成21年4月1日
取締役 執行役員 医薬受託業務担当	取締役 執行役員 医薬特命担当	高橋 久	平成21年4月1日
取締役 CAC AMERICA CORPORATION 取締役社長	取締役 医薬BTOユニット上席副ユニット長兼技術プロダクツセンター長兼CAC AMERICA CORPORATION 取締役社長	萩原 高行	平成21年4月1日
取締役 執行役員 金融ビジネスユニット長兼同ユニット企画オフィス長兼オフショア担当	取締役 執行役員 金融ビジネスユニット長兼オフショア担当	高橋 健一	平成21年4月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 金額表示単位の変更について

当社の連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、第1四半期連結会計期間より百万円単位で記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度についても百万円単位に組替え表示しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,851	5,816
受取手形及び売掛金	6,423	5,800
有価証券	2,722	2,622
商品	61	31
仕掛品	1,192	1,757
貯蔵品	120	57
繰延税金資産	546	366
その他	678	746
貸倒引当金	△8	△7
流動資産合計	16,589	17,191
固定資産		
有形固定資産	※ 695	※ 712
無形固定資産		
のれん	1,446	1,472
その他	803	753
無形固定資産合計	2,249	2,226
投資その他の資産		
投資有価証券	5,466	5,574
繰延税金資産	2,319	2,290
その他	2,126	2,234
貸倒引当金	△517	△515
投資その他の資産合計	9,394	9,583
固定資産合計	12,339	12,522
資産合計	28,928	29,713
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,340	2,439
未払法人税等	533	1,072
賞与引当金	942	325
受注損失引当金	35	—
その他	1,782	2,716
流動負債合計	5,634	6,553
固定負債		
退職給付引当金	4,256	4,203
その他	252	248
固定負債合計	4,508	4,452
負債合計	10,142	11,005

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,702	3,702
資本剰余金	3,969	3,969
利益剰余金	12,856	12,869
自己株式	△1,632	△1,632
株主資本合計	18,894	18,908
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△264	△299
為替換算調整勘定	△216	△292
評価・換算差額等合計	△481	△591
新株予約権	19	14
少数株主持分	353	377
純資産合計	18,786	18,708
負債純資産合計	28,928	29,713

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

売上高	10,995
売上原価	9,061
売上総利益	1,933
販売費及び一般管理費	※ 1,275
営業利益	658
営業外収益	
受取利息	11
持分法による投資利益	2
その他	14
営業外収益合計	27
営業外費用	
支払利息	0
投資事業組合運用損	19
その他	17
営業外費用合計	36
経常利益	650
特別損失	
固定資産除却損	16
投資有価証券評価損	40
その他	1
特別損失合計	58
税金等調整前四半期純利益	592
法人税、住民税及び事業税	512
法人税等調整額	△230
法人税等合計	282
少数株主利益	23
四半期純利益	286

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	592
減価償却費	77
のれん償却額	26
賞与引当金の増減額 (△は減少)	617
売上債権の増減額 (△は増加)	△822
たな卸資産の増減額 (△は増加)	472
仕入債務の増減額 (△は減少)	△105
その他	△511
小計	346
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△0
法人税等の支払額	△1,048
営業活動によるキャッシュ・フロー	△690
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△800
有価証券の売却による収入	800
有形固定資産の取得による支出	△12
無形固定資産の取得による支出	△83
その他	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△86
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△300
少数株主への配当金の支払額	△53
財務活動によるキャッシュ・フロー	△353
現金及び現金同等物に係る換算差額	66
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,064
現金及び現金同等物の期首残高	7,525
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 6,460

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
固定資産の減価償却費の算 定方法	定率法を採用している資産につい ては、連結会計年度に係る減価償却費の額 を期間按分して算定する方法によっ ております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※有形固定資産の減価償却累計額は、622百万円です。	※有形固定資産の減価償却累計額は、625百万円です。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	74百万円
給料手当	356
賞与引当金繰入	23
退職給付費用	35
減価償却費	8

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	4,851
預入期間が3か月を超える定期預金	△214
有価証券勘定	1,823
現金及び現金同等物	6,460

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び株式数

普通株式 21,541,400株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,543,882株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 19百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	299	15	平成20年12月31日	平成21年3月27日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)					
	システム構築 サービス (百万円)	システム運用 管理サービス (百万円)	BPO/BTO サービス (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,371	4,535	1,088	10,995	—	10,995
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	5,371	4,535	1,088	10,995	—	10,995
営業利益	228	317	112	658	—	658

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態等の類似性により下記の事業区分に区分しております。

システム構築サービス	システムコンサルティング、システム開発、システム保守、インフラ構築、パッケージインテグレーション
システム運用管理サービス	運用コンサルティング、システム運用、アプリケーション運用、データセンター、ヘルプデスク/コールセンター
BPO/BTOサービス	ビジネスプロセス・アウトソーシング、 ビジネストランスフォーメーション・アウトソーシング

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日～至 平成21年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日～至 平成21年3月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年3月31日）

著しい変動がないため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年3月31日）

当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 5百万円
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 920.79円	1株当たり純資産額 915.93円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	14.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	－円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	286
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	286
期中平均株式数(株)	19,997,518
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	－
普通株式増加数(株)	－
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

(株式会社M I Cメディカル株式の公開買付けの結果について)

当社が平成21年3月24日から実施してまいりました株式会社M I Cメディカル(以下、「対象者」といいます。)が発行する普通株式の公開買付け期間が平成21年4月30日をもって終了いたしました。

その結果、当社は対象者の発行済株式5,033株(対象者の発行済株式総数に占める割合で36.46%)を所有することとなり、対象者は当社の持分法適用関連会社となりました。

1. 公開買付けの内容

- (1) 対象者 株式会社M I Cメディカル
(2) 買付けに係る株券等の種類 普通株式
(3) 買付予定の株券等の数

買付予定数 4,064株
買付予定数の下限 一株
買付予定数の上限 4,064株

(4) 公開買付け期間

平成21年3月24日(火)から平成21年4月30日(木)まで(27営業日)

2. 買付けの結果

- (1) 応募の状況 応募数2,334株
(2) 公開買付けの成否
応募株券の全部の買付けを行いました。
(3) 買付けを行った後における株券等所有割合
買付け前における公開買付者の
所有株券等に係る議決権の数 2,699個
買付け後における公開買付者の
所有株券等に係る議決権の数 5,033個
対象者の総株主等の議決権の数 13,804個
(4) 買付けに要する資金 303百万円

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

著しい変動がないため記載を省略しております。

2 【その他】

① 訴訟

当社は、平成17年に実施されたTOBへの応募による株式会社アイ・エックス・アイ（以下、IXI）の株式の譲渡に関して、下記の訴訟を提起され、現在係属中です。当社は、原告主張の損害賠償金を支払う義務はないと認識しておりますが、本件訴訟の進展によっては、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（1）訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成19年9月20日

（2）訴訟を提起した者

株式会社インターネット総合研究所（東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル）

（3）訴訟の内容

- ・ IXIの非常勤取締役を兼務していた当社役員(当時)、同じく非常勤監査役を兼務していた当社従業員、計2名の損害賠償責任に関する使用者責任に基づく損害賠償請求
- ・ 公開買付に関する契約書の錯誤無効に基づく、不当利得の返還請求
- ・ 公開買付に関する契約書の締結に際する説明義務違反（債務不履行ないし不法行為）に基づく損害賠償請求

（4）請求金額

143億8,033万2,960円 および遅延損害金

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月12日

株式会社シーエーシー

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーエーシーの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーエーシー及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は株式会社M I Cメディカルの株式を追加取得し、同社を持分法適用関連会社とした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。